

## ⑦就職差別事件

経済不況のもとで、雇用差別につながる公正採用選考での違反事例が急増している。日本労働組合総連合会（連合）は就職差別の撤廃をめざし、二〇〇八年八月、全組織を対象に「採用選考に関する実態把握のためのアンケート」を実施、民間企業の一四％が統一応募用紙を使用していないなど多くの問題点が明らかにされ、「受験報告書」の全国化、公正採用選考人権啓発推進員の設置基準を事業所規模三〇人以上に引き下げるなどの課題が指摘されている。この調査結果をふまえ、連合は、二〇〇九年六月五日に日本経団連など三団体に対し就職差別の撤廃に向けた取り組みの強化について要請を行ったほか、各地の労働局と交渉を行った。

埼玉県では、第三四回埼玉県人権教育研究集会（主催・埼玉県人権教育研究協議会）で公正採用選考に関するアンケート調査の中間報告が発表され、驚くような違反の実態が報告された。このアンケート調査は二〇〇九年六月に埼玉県人権教育研究協議会が行ったもので、県内の従業員一〇〇人以上の事業所二〇九〇社を対象にアンケート用紙を郵送し、回答を得た。三〇・五％にあたる六三八社が回答したが、内訳は民間企業が六〇一社（九四％）で、六％にあたる三四事業所は、国と地方自治体および公営企業。九月に集計作業が終わり、「中間報告」として、同協議会事務局長が報告した。回答では、厚生労働省が一〇〇人以上の事業所に設置を指導している「公正採用選考人権啓発推進員を選任していますか」との質問に対して、九〇社（一五％）が「選任していない」と回答、「（選任しているかどうか）わからない」は二一社（三％）あった。「公正な採用選考のためのガイドラインやマニュアルを作成していますか」という質問には、三八〇社（五九％）が「作成していない」と回答し、「わからない」は三七社（六％）あった。厚生労働省が長年にわたって使用を指導してきた「全国高等学校統一用紙を使用していますか」という質問に対しては、一〇一社（一六％）が「使用していない」と回答し、「わからない」は一九社（三％）あった。また、大学卒業者や中途採用者を採用する際に使用を指導している「厚生労働省参考用紙」や「大学指定用紙」「J I S規格用紙」についても一八〇社（二八％）が「使用していない」と回答している。「応募書類やエントリーシートに次の事柄について記入を求めていますか」という質問に対しては、「本籍地」の記入を求めている事業所が二四社（四％）、「家族構成・家族の職業や収入」の記入は二六社（四％）、「住居・資産状況」の記入は一四社（二％）あることがわかった。一方、「採用選考に際して戸籍謄（抄）本、または住民票謄（抄）本の提出を求めていますか」という質問に対しては二九社（五％）が「求めている」と回答し、「過去八年間に採用選考にあたって身元調査（近隣の住民へ本人の評判を聞いたり、興信所に調査を委託するなど）を行ったケースはありましたか」という質問に対しては、八社（一％）が「ある」と回答し、「わからない」が九社あった。同事務局長は、「公正な採用選考が行われているのかという率直な疑問からアンケート調査を行ったが、大変深刻な実態が明らかになった。徹底しているはずの統一応募用紙が、『わからない』を含めると約二割使われていなかった。また、『身元調査をしている』と公然と回答する企業が八社もあ

った。重大な問題として取り上げていきたい」と語った。

東京都では、二〇〇九年度第一回進路保障に関する会議が七月六日、産業貿易センター（台東区民館）で開催された。東京都教育委員会からは二〇〇八年度「都立高校における就職希望者生徒の進路に関する実態調査」の最終結果やサンプル調査などの報告が行われた。東京労働局からは「平成二一年三月新規高等学校卒業予定者の採用選考等に係る不適正項目別事実確認状況」が報告され、延べ数で二〇三事業所、実数で一〇八事業所での違反事実が確認され、是正指導がおこなわれたとの報告があった。延べ数での違反事例は早期選考二〇件、本籍・出身地三件、家族構成五三件、家族・保護者の職業三八件、尊敬する人物七件、愛読書購買新聞名九件、社用紙記入一一件などである。「本籍・出身地」に関する違反事例の内容では「会社見学にあたって、会社が用意した用紙（見学者台帳のようなもの）に本籍地を記入する欄があり、生徒は本籍地を記入した」「面接を受ける前にアンケート（社用紙）の記入を求められたが、その中に自分の出身地を記入する項目があった」「面接時に母親の出身地を聞かれた」などである。つぎに東京都同和教育研究協議会から「二〇〇八年度就職アンケート調査集計結果」が報告された。その後、意見交換が行われ、都教委作成の冊子「就職を希望する高校生の皆さんへ」が各校に一〇部ずつ配布されているが十分活用されておらず、活用する取り組みが必要である」「私立高校から二〇〇八年度は統一用紙違反事例が二件しか通報されておらず、取り組みを強化する必要がある」「毎年報告される違反事例の事実確認や是正指導の内容を教材として活用すべきである」などの意見や要望が出された。

愛知県では、二〇〇九年度三月高等学校卒業予定者の就職面接試験における不適切事例が明らかになった。総計で一七〇三件、内訳は家族に関すること（家族の構成、職業、学歴等）六七九件、住所に関すること（家の所在地、出身等）二三四件、人生観、生活信条等に関すること（尊敬する人物宗教等）一三三件、プライベートに関すること（休日の過ごし方、結婚後の就業等）三四五件、愛読書、購読新聞に関すること八三件、身体に関すること（体重、既往症など）一八六件、それ以外のこと四三件である。この件数は今まで調査されていなかったもので判明しなかっただけで、教員や採用試験を受ける高校生の意識が高まれば、当然、この件数はもっと増加することが予想される。件数は明らかになったが、企業数は明らかになっていない。また、不適切な質問をした企業に対しては、他府県からも報告があった企業についてはハローワークから指導が行われているが、愛知県の高校生が受験した企業については、まだハローワークからの働きかけが行われていないという大きな課題がある。